

宮崎県出逢い・結婚応援パスポート事業「ひなたの恋パス」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会全体で出逢い・結婚を応援する気運を高めることを目的とする宮崎県出逢い・結婚応援パスポート事業「ひなたの恋パス」の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 この要綱において宮崎県出逢い・結婚応援パスポート事業「ひなたの恋パス」(以下「事業」という。)とは、出逢い・結婚を希望する18歳以上の独身者が、ひなたの恋イベント会員(以下「会員」という。)に登録し、応援店において、パスポート画面を提示することにより、料金の割引などのサービスを受けることができる事業をいう。
- 2 この要綱において「応援店」とは、会員に対し、協賛にてサービスを提供する店舗として、県に登録したものをいう。
- 3 この要綱において「サービス」とは、会員を対象とした次に掲げるサービスをいう。
 - (1) 料金の割引、無料
 - (2) ポイント加算、クーポン券・サービス券提供、利率優遇
 - (3) 商品・景品提供
 - (4) その他

(事業の実施)

第3条 事業は県が主体となり、関係機関と協働して実施するものとする。

- 2 この要領に関する事務局は、宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課に置き次の事務を行う。なお、事務局の業務について、業務委託にて実施することができる。
 - (1) 応援店の募集
 - (2) 応援店の登録及び更新
 - (3) 応援店の登録解除・取消
 - (4) ステッカー等の交付
 - (5) 事業の広報
 - (6) 応援店のサービスの広報

(応援店の範囲)

第4条 応援店は、原則として宮崎県内に所在する施設に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されている業種を営む施設
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- (3) 暴力団の関連する施設
- (4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める施設

(応援店の取組)

第5条 応援店は、会員に対し、可能な範囲で独自に設定したサービスを提供するものとする。

2 サービスの提供に関する経費は、応援店が負担するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、本事業のサービスとすることはできないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 宗教性のあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの

(登録)

第6条 応援店として登録を希望する者は、本事業ホームページの登録フォームからの申請又は応援店申込書（様式1）を事務局に提出する。

2 事務局は、申込内容が適当であると認めるときは、応援店として登録する。

3 前号の登録は、本事業ホームページにおける登録をもって完了するとともに、登録した時はステッカー等を交付する。

4 登録内容の変更手続きについては、前3号を準用する。

5 登録及び本事業ホームページへの掲載に際し、登録料・手数料等の料金は要しない。

(ステッカー等の取扱)

第7条 応援店は、ステッカー等を店舗入り口や会計窓口など利用者の目に付きやすい場所に掲示する。

2 応援店は、サービスを中止した場合、ステッカー等の掲示をしてはならない。

(登録解除)

第8条 応援店は、サービスを中止しようとする場合は、速やかに本事業ホームページからの申請又は登録解除届(様式2)を事務局に提出し申し出るものとする。

(登録の取消)

第9条 事務局は、応援店の申込内容に虚偽があるなど、応援店として不適当と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(パスポートの使用)

第10条 出逢い・結婚を希望する独身者が、応援店においてサービスを利用しようとする場合は、別に定める「ひなたの恋イベント」会員規程に基づき、ひなたの恋イベントのホームページから会員登録を行い、交付された画面を提示するものとする。

2 会員パスポートは、交付を受けた者に限り使用できることとし、他人に貸与・譲渡してはならない。

3 応援店等は、必要に応じて、会員パスポート提示者に対して、書類の提出を求め、当該会員パスポートを使用できる者であると確認することを、特典提供の条件とすることができる。

4 会員パスポートの不正使用があった場合は、事務局は当該パスポート使用者に対してその使用の中止を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による事業の実施に関し必要な事項は、別に県が定める。

附則

1 この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1 (第 5 条関係)

「ひなたの恋パス」 応援店申込書

令和 年 月 日

(申込先) 宮崎県子ども政策課

1 申込者

業種区分	<input type="checkbox"/> 買物 <input type="checkbox"/> 遊ぶ <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 宿泊・旅行 <input type="checkbox"/> 結婚相談所	<input type="checkbox"/> 理美容 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 婚礼	<input type="checkbox"/> 趣味・習い事 <input type="checkbox"/> 金融・保険
店舗等の名称 (ふりがな)				
代表者名 (ふりがな)				
所在地 (ふりがな)	〒			
担当者部署・氏名 (ふりがな)				
電話番号				
F A X 番号				
電子メール				
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24 時間表示)			
定休日				
ホームページ URL	https://			

2 特典内容

会員パスポートを提示した方に対する特典を定めてください。(条件がある場合は条件も記載してください)

特典の例：全商品 5%引き、ポイント 2 倍進呈、デザートサービス 等

条件の例：毎月第 1 日曜日のみ、カップルで来店時のみ 等

3 ホームページ掲載コメント

--

(様式2)

「ひなたの恋パス」応援店登録解除届

令和 年 月 日

(申込先) 宮崎県こども政策課

(届出者) 所在地

事業所名

代表者名

担当者職・氏名

電話番号

F A X 番号

「ひなたの恋パス」応援店について、下記のとおり登録解除します。

記

登録解除年月日	令和 年 月 日
登録解除理由	